

## 居宅療養管理指導

1. 当院は、東京都知事指定の居宅療養管理指導実施施設です。
2. 居宅療養管理指導の目的  
医師が行う居宅療養管理指導は、居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)が作成する居宅サービス計画(ケアプラン)に必要な情報提供や、利用者・家族等に対する療養上必要な指導・助言等を行います。
3. 実施時間  
通常の場合、訪問診療や往診時に行います。また、電話での相談には随時応じております。  
なお、居宅介護支援事業者への情報提供については、随時行います。
4. 利用料  
月2回を限度として【居宅療養管理指導料Ⅰ】または【居宅療養管理指導料Ⅱ】を請求させていただきます。1単位=10円で、負担割合は介護保険の負担割合証をご確認ください。  
  
【居宅療養管理指導料Ⅰ】  
・月2回の場合 515単位×2回=1,030単位  
・月1回の場合 515単位  
  
【居宅療養管理指導料Ⅱ】  
・月2回の場合 299単位×2回=598単位  
・月1回の場合 299単位
5. 秘密保持  
居宅療養管理指導を実施するにあたって知り得て情報を漏らしません。  
ただし、居宅介護支援事業者に居宅サービス計画(ケアプラン)作成のために、利用者の情報を提供する必要があります。この情報については、利用者・家族の了解のもとで、居宅介護支援事業者に提供します。
6. 相談・苦情処理  
居宅療養管理指導等に関する相談や苦情があれば、いつでも医師にご相談ください。苦情については必要な対応を行います。

アゴラ内科クリニック

住所：東京都文京区湯島3丁目34-8 第一天神ビル201号

電話：03-6803-0986 FAX：03-6803-0653

院長：坂田 隆夫